

公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人沖縄県精神保健福祉会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県島尻郡南風原町字宮平206番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国及び県内各地域の家族会及び病院家族会との連携を緊密に行い、精神保健思想の普及啓発を行うとともに、精神障がい者等の地域社会における自立と参加の促進を図り、もって県内の精神障がい者等の福祉の増進及び県民の精神保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業、並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託
- (4) 精神障がい者家族会の育成
- (5) 精神保健福祉に関する知識の啓発、研修会等の開催
- (6) 訪問介護員の養成研修事業
- (7) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
- (8) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (10) その他この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 正会員は、退会する旨を会長に申し出ることにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得て、当該正会員を除名することができる。

- (1) 会費を3年以上納入しないとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項第2号及び3号の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(経費等の不返還)

第11条 既に納入した経費その他の金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、総正会員の過半数が出席し、会議に出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(書面による議決権の行使)

第20条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までには当該記載をした議決権行使書面を本会に提出して行う。

第5章 役員

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選定)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選定する。

2 会長は、理事会の決議によって選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事会への出席義務等)

第25条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会において、総正会員の3分の2以上の同意を得て、その理事及び監事を解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号及び3号」とあるのは「前項」と、「正会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき、理事会を招集することができる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集手続)

第32条 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の総会において報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(基金)

- 第39条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続きについては、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補則

(補則)

第 45 条 この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は島田正博とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改定

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 第 4 条（事業） | 2013 年 5 月 29 日通常総会にて改定（自立支援法を総合支援法に） |
| 第 18 条（決議） | 2014 年 6 月 18 日通常総会にて改定 |
| 第 36 条（事業計画及び収支予算） | 2014 年 6 月 18 日通常総会にて改定 |
| 第 14 条（開催） | 2015 年 5 月 29 日通常総会にて改定 |
| 第 18 条（決議） | 2015 年 5 月 29 日通常総会にて改定 |
| 第 4 条（事業） | 2016 年 6 月 17 日通常総会にて改定 |
| 第 4 条（事業） | 2017 年 6 月 16 日通常総会にて改定 |